

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社L o o o p
住所	東京都台東区3丁目24-6 上野フロンティアタワー22階

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	有		
電 気 事 業 の 概 要	・ 太陽光発電所システムの開発・販売・設置・工事・管理・メンテナンス ・ 自社太陽光発電所の設置・管理 ・ 独立型太陽光発電システムと周辺機器のインターネット販売 ・ 自然エネルギーを使用した商品の企画・開発・販売 ・ 損害保険代理店事業 【取扱保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社 ・ 電力小売事業 ・ 電力小売事業に関わる各種業務委託業		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推 進 体 制	■環境委員会の設置および運営 ・ 弊社代表取締役の中村創一郎をトップマネージャとし、各本部から選出された環境委員（5名）と環境管理責任者の計6名を任命。 （※通称、環境委員会とする） ・ 環境委員会は環境管理責任者が原則四半期に 1 回招集し、環境目的、目標の設定及び その進捗状況のチェック等を行う。 ・ 環境委員会は環境管理責任者が招集し、原則4半期ごとに1回開催。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 及 び 目 標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（ 2023 年度）	0.292 （kg-CO ₂ /kWh）	0.802 （kg-CO ₂ /kWh）
	当年度目標（ 2024 年度）	0.300 （kg-CO ₂ /kWh）	0.300 （kg-CO ₂ /kWh）
	短期目標 （ 2026 年度）	0.280 （kg-CO ₂ /kWh）	0.280 （kg-CO ₂ /kWh）
	長期目標 （ 2040 年度）	0.250 （kg-CO ₂ /kWh）	0.250 （kg-CO ₂ /kWh）
	（目標に係る措置の考え方）		
・ CO2排出係数の少ない電源より調達を実施していく。			

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したのから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2026 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2040 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	国内外の様々な分野で環境配慮型製品（太陽光発電システム等）及びサービス（再生可能エネルギーを主要電源の一つとする電力小売事業）を提供する環境ビジネスを展開。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	640 (千kWh)	10.00 (%)
	短期目標 (2026 年度)	961 (千kWh)	15.00 (%)
	長期目標 (2040 年度)	2,818 (千kWh)	44.00 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	・ NonFit電源を積極的に調達。(相対等) ・ NonFit電源については開発を検討		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	現時点では未検討		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	・ 家庭用／産業用屋根付け太陽光発電システムに蓄電池を組み込むことによる節電		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	環境価値に特化した再エネメニュー『eneco』をリリース。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。